

ヤングケアラーに関するアンケート調査結果報告書

三重県社会福祉士会子ども家庭委員会では、2019年度に「ヤングケアラーに関するアンケート」を実施した。今年度の委員会活動として、アンケート結果の集計・分析を改めて行い、「ヤングケアラーを早期発見するためにはどのようなことを心がけていくべきか」について考察した。それらについて、以下に報告する。

【現状と課題】

「ヤングケアラーとは家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことです。ケアが必要な人は、主に、障がいや病気のある親や高齢の祖父母ですが、きょうだいや他の親族の場合もあります。」（日本ケアラー連盟 ヤングケアラープロジェクトHPより）

「ヤングケアラー」の問題は、児童福祉や教育に関わる社会福祉士だけでなく、介護についての相談を受けるケアマネジャーや、障がいの相談支援専門員、精神保健福祉士、医療ソーシャルワーカーなど、幅広い職種の方の連携により、発見や対応がなされるべき課題であると私たちは考えアンケートを実施した。

【実施期間】

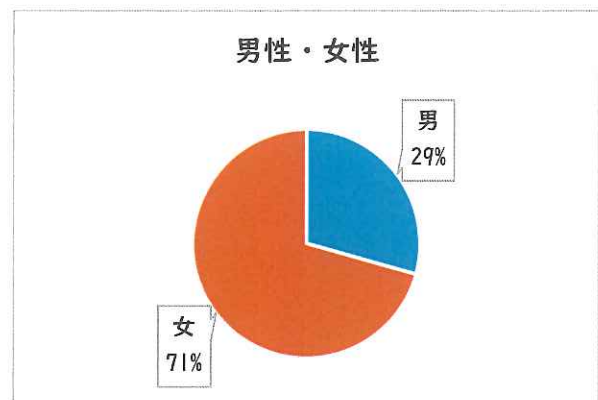
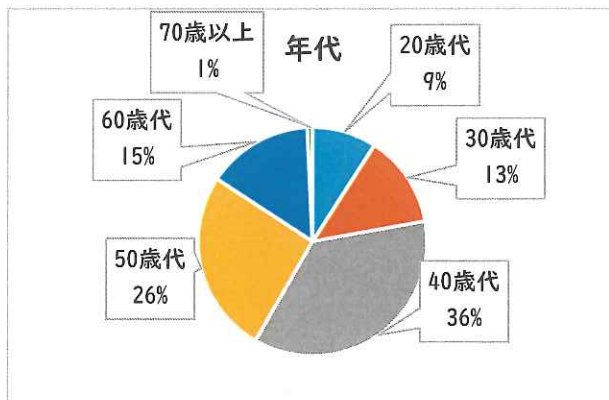
実施期間：2019年10月1日～2019年10月31日

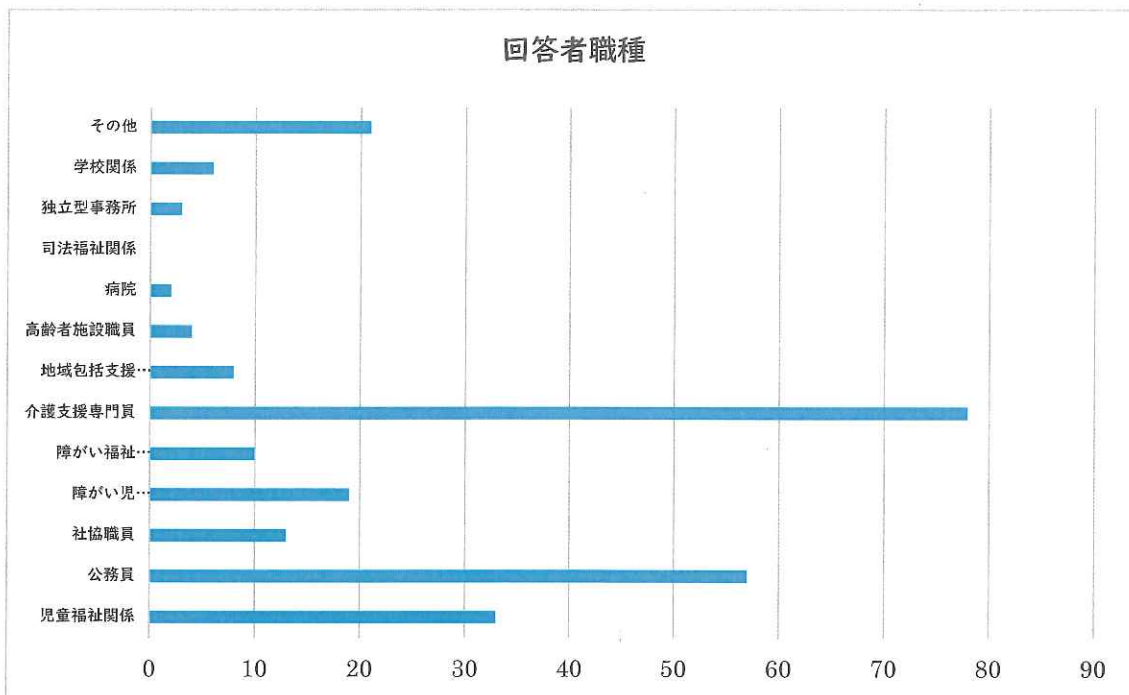
対象者：三重県社会福祉士会会員、介護支援専門員、社会福祉協議会、福祉行政関係者、里親、その他

回収数：286件

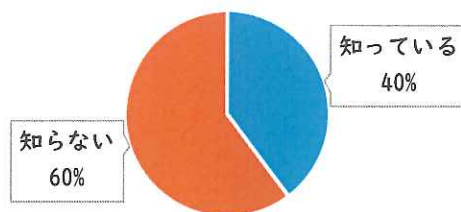
【結果】(グラフ)

【設問1 あなたについてお伺いします。】

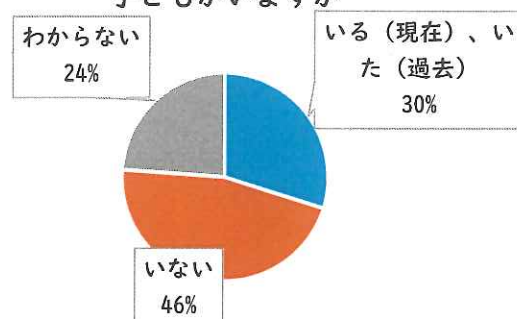




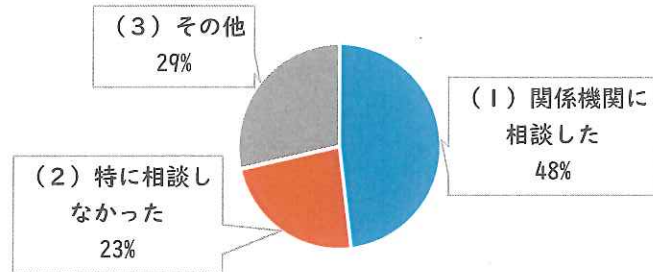
【設問2】あなたは「ヤングケアラー」という言葉を知っていますか



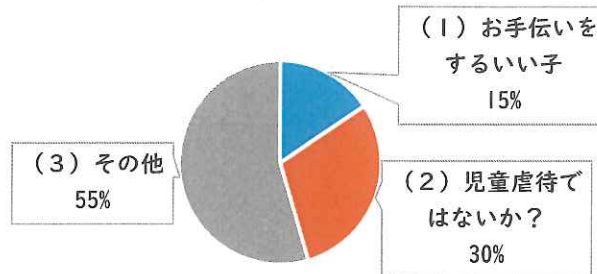
【設問3】対応しているケースで「ヤングケアラー」と思われる子どもがいますか



【設問4】 そのような子どもを発見した時に、どのような対応を取りましたか？



【設問6】 家族の介護等のために子どもらしい活動を制限されている子などの状況について



※設問5は、設問3で「ヤングケアラーと思われる子どもがいる(いた)」と回答した方に対し、具体的内容を尋ねた設問のためグラフはありません。

【考察】

設問4「ヤングケアラーを見かけたことがありますか」について、アンケート内で「ヤングケアラーを見かけた」と回答しながらも「特に対応しなかった」と回答した18件に着目した。さらに「対応しなかった」理由の記入具体例を分類すると「対応の必要性を感じなかった」「既に誰かが対応していた」「対応方法がわからなかった」に分けられることがわかった。この中でも特に「対応の必要性を感じなかった」理由について、以下に考察を深めてみる。

これらの回答者は社会福祉士をはじめとした福祉専門職（以下、専門職）が多く、社会福祉の支援では、高齢者・障がい者のいる家庭への出入りをする職種も少なくない。専門職が家庭内での家族の姿を目撃する機会も多いと考えられる。支援対象者を支えるために家族間でのサポートが求められがちであるが、家族間支援において未成年者が担い手として扱われることも多い。家庭内における「自助共助の精神」が、家庭から離れられない傾向のある若者に「支える人の役割」を与えてしまいがちである。

また、親に病気や障がいなどがあり家事や養育が十分にできない場合、兄弟姉妹の中で家事や養育を手伝わざるを得ない家庭も多い。いわゆる「子どものお手伝い」とは目的が違い、子ども

自身が自覚なく家事・養育の中心者になってしまうことにより、年齢に応じた学ぶ機会や自分の時間を取ることが難しくなり、ヤングケアラーの発生へとつながっていると考える。さらにヤングケアラーが家族や関係する専門職などの人々から褒められれば褒められるほど、ヤングケアラー本人も期待に応えようとする構図が作られやすい。

それらの結果ヤングケアラーとなった子ども達は、本来の年齢相応の社会生活から離され、不登校やひきこもりとなる可能性があるものの、その家庭に入った専門職にヤングケアラーの認識がなければ問題とされずに見過ごされてしまうということをこのアンケート結果は示している。「対応の必要性を感じなかった」ということは、専門職ですらヤングケアラーに問題意識を持たず支援につなげることができなかったということであろう。

【提言】

私たち、子ども家庭委員会は上記のことを踏まえ、3つの提言をしていきたい。

1. 家庭内で自然と役割を与えられてしまうことで発生するヤングケアラーが「見えにくい」ことを認識し、専門職はヤングケアラーの問題を理解する取り組みを行っていく必要がある。
2. ヤングケアラー状態をなくすことは非常に困難であるが、子どもたちそれぞれが年齢に応じた社会生活を送ることができなくなることは避けたい。私たち専門職は、子ども達の「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障することが使命のひとつであり、特にヤングケアラーは「育つ権利（学校に通う、友達と遊ぶなど）」が侵害されやすいことを念頭に置き支援を進めていく必要がある。
3. ヤングケアラーにはすでに児童相談所などの専門機関が介入している場合もあるが、その時も児童福祉分野以外の専門職は「誰かが関わっている」と考えるのではなく、またヤングケアラーを発見した場合も「対応方法がわからなかった」ことのないように、多岐にわたる知識・技術・ネットワークを備えることが専門職には必要である。

最後に今回アンケートに協力していただいた皆様、ありがとうございました。

〈参考資料〉質問紙

ヤングケアラーに関するアンケート

1 あなたについてお伺いします

- ・回答者の年代 20歳代・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代・70歳代以上
- ・回答者の性別 男・女・無回答
- ・回答者の職種

児童福祉関係・公務員・社会福祉協議会職員・障がい児施設職員・障がい福祉施設職員・介護支援専門員・地域包括支援センター職員・高齢者施設職員・病院・司法福祉関係・独立型事務所・学校関係・その他

2 あなたは「ヤングケアラー」という言葉を知っていますか

- (1) 知っている (2) 知らない

【参考】ヤングケアラーとは家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことです。ケアが必要な人は、主に、障がいや病気のある親や高齢の祖父母ですが、きょうだいや他の親族の場合もあります。
(日本ケアラー連盟 ヤングケアラープロジェクト HP より)

3 対応しているケースで、「ヤングケアラー」と思われる子どもがいますか

- (1) いる(現在) 若しくは、いた(過去) (2) いない (3) わからない

4 3で(1)と答えた方にお伺いします。そのような子どもを発見した時に、どのような対応を取りましたか?

- (1) 関係機関に相談した
(相談先:)
- (2) 特に対応しなかった
(理由:)
- (3) その他
()

5 3で(1)と答えた方で、差し支えなければ、事例をご記入ください。

6 3で(2)、(3)と答えた方にお伺いします。家族の介護、家事の手伝い、兄弟の面倒をみるなどのために子どもらしい活動を制限されている子、親の通訳のために同行を強いられる子、親の精神面の安定のために自宅を離れられない子、などのような状況について

- (1) お手伝いをする良い子、と思う
- (2) 児童虐待ではないか、と思う
- (3) その他
()

7 その他何かご意見があればご記入ください。